

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第30号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）」を「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) サービス・活動事業

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 訪問型従前相当サービス

(イ) 訪問型サービス・活動A

(ウ) 訪問型サービス・活動C

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 通所型従前相当サービス

(イ) 通所型サービス・活動B

(ウ) 通所型サービス・活動C

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。